

第51回
町村議会議長全国大会
～真の分権型社会の創造をめざして～

とき 平成19年11月30日

ところ N H K ホール

全国町村議会議長会

目 次

大会次第	1
宣 言	2
決 議	4
分権時代に対応した基礎自治体の確立に関する特別決議 ...	6
地方交付税の復元・増額等に関する特別決議.....	8
要 望	
第 1 地方分権改革の実現に関する要望	13
第 2 町村財政の確立強化に関する要望	14
第 3 議会の活性化に関する要望	19
第 4 監査委員制度の改善に関する要望	23
第 5 農業・農村振興対策の強化に関する要望	24
第 6 森林・林業振興対策の強化に関する要望	29
第 7 水産業振興対策の強化に関する要望	33
第 8 中小企業振興対策の強化に関する要望	37
第 9 環境保全対策の推進に関する要望	40

第 10	I C T を活用した情報化施策の推進に関する要望...	43
第 11	地域保健医療の向上に関する要望	46
第 12	医療保険制度の改善に関する要望	48
第 13	老人保健福祉対策の充実強化に関する要望	51
第 14	少子化・社会福祉対策の拡充強化に関する要望 ...	53
第 15	教育・文化の振興に関する要望	55
第 16	生活環境施設の整備促進に関する要望	58
第 17	国土保全・地震・災害復旧対策の強化に関する要望...	60
第 18	町村消防の充実強化に関する要望	62
第 19	地域改善対策の推進に関する要望	64
第 20	道路網・交通体系の整備促進等に関する要望	66
第 21	北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等 に関する要望	69
第 22	地方振興対策の推進に関する要望	71
第 23	特定地域の振興に関する要望	73

各地区要望

第 1	北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望（北海道地区）	83
第 2	東北地方における高速交通体系の整備促進に関する要望（東北地区）	84
第 3	関東地方における高速交通体系の建設促進に関する要望（関東地区）	86
第 4	北信越地方における高速交通体系の整備促進に関する要望（北信越地区）	88
第 5	第二東名・新名神高速道路の整備促進に関する要望（東海地区）	91
第 6	近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進に関する要望（近畿地区）	92
第 7	中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する要望（中国地区）	93
第 8	四国地方における基幹交通体系の整備促進に関する要望（四国地区）	94
第 9	九州地方における交通網の整備促進に関する要望（九州地区）	97

大会次第

と き 平成19年11月30日

正午開会

ところ N H K ホール

- 1 開会のことば
- 2 国歌斉唱
- 3 会長あいさつ
- 4 宣言
- 5 来賓祝辞
- 6 来賓紹介
- 7 議長団選出
- 8 議事
 - (1) 要望
 - (2) 決議
 - (3) 特別決議
 - (4) 実行運動方法
- 9 ガンバローコール
- 10 閉会のことば

宣 言

我が国国土面積の7割を占める農山漁村は、食糧供給、水源涵養、国土保全など国民の生命を支える重要な役割を果たしている。

これまで、全国の町村は、住民とともに国土を支え、歴史・伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、構造改革の名のもと、国が推進する「平成の大合併」により、多くの町村は合併を余儀なくされ、これまで長い間培ってきた地域のまとまりや住民自治が崩壊しつつあり、まちづくりへの取り組みが減退している。

また、地方交付税の大幅削減は、財政力の弱い小規模町村に、より深刻な影響を及ぼしており、このままでは、集落が消え、人が住めなくなり、山野は荒れ、耕作放棄地が拡大し、国民の生存の基盤を成す国土保全や自然環境の保全等、農山漁村が果たしている公益

的機能の維持すら困難になっている。

このような状況を打開し、真に地域を再生するには、市町村が元気になることこそが、国が元気になることだとの考え方に立ち、真の地方分権改革を断行して、地方の「自立」を促進し、都市と農山漁村、国と地方がともに「共生」してゆくことが極めて重要であると考えらる。

我々議会人は、本日ここに、「第51回町村議会議長全国大会」を開催し、このような町村の危機的状況乗り越え、真の分権型社会を創造するため、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

平成19年11月30日

第51回町村議会議長全国大会

決 議

- 1 地方分権改革の実現を期する
- 1 町村税財源の確保を期する
- 1 町村議会の活性化を期する
- 1 農林水産業振興対策の強化を期する
- 1 中小企業振興対策の強化を期する
- 1 環境保全対策の推進を期する
- 1 ICTを活用した情報化施策の推進を期する
- 1 地域保健医療、医療保険制度の改善を期する
- 1 保健福祉対策の拡充強化を期する

1 教育・文化の振興、青少年健全育成対策の充実強化を期する

1 生活環境施設、町村道等インフラ整備の促進を期する

1 国土保全・地震・災害対策の推進を期する

1 特定地域の振興を期する

以上、決議する。

平成19年11月30日

第51回町村議会議長全国大会

分権時代に対応した基礎自治体の確立に 関する特別決議

本年7月に設置された第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方やチェック機能の充実を図る観点から、議会制度のあり方・監査機能の充実・強化について調査審議が行われている。

我々もまた、本年9月から、第3次地方（町村）議会活性化研究会を設置し、「大規模市町村合併後における基礎自治体のあり方と町村議会のあるべき姿」について調査検討を進めているところである。

折しも、今年は、戦後新憲法のもと、地方自治法施行60周年の節目の年にあたる。

今後、地方自治制度のあり方を検討するにあたっては、基礎自治体のあり方及びチェック機能の充実等の議論にとどまることなく、地方自治制度、議会制度の根幹にかかわる議論を行う時期にきているとの認識に立ち、特に下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 全国画一的な制度を改め、地域の実情に合った多様な基礎自治体の存在が可能となる地方自治制度を構築すること。
- 2 基礎自治体のあり方の検討にあたっては、「平成の大合併」について多面的に検証すること。
- 3 議会の機能を十分発揮できるよう、選挙制度、議会の組織、運営にかかる自由度を拡大すること。
- 4 監査機能を十分発揮できるよう、監査制度、監査体制について抜本的に検討すること。

以上、特別決議する。

平成19年11月30日

第51回町村議会議長全国大会

地方交付税の復元・増額等に関する特別決議

近年、権限・ひと・仕事・情報・カネなどが中央に集中する一方で、多くの町村は高齢化・人口減少が進み、地域間の格差はますます拡大している。

このような現状の中、国は財政再建の名のもと、平成13年度以降ほぼ毎年、地方交付税を減らし、その額は5.1兆円にもなっている。

今後、さらに地方交付税の縮減が行われるならば自治の崩壊を招き、基礎自治体の存在が危ぶまれることとなる。

よって、国は、地方税財政制度の見直しにあたっては、特に下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 平成20年度予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が増大を続ける中、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映した上で地方交付税総額を復元・増額するなど、地方税財源の充実確保を図ること。

- 2 国が地方再生のための新たな戦略的施策を進めるにあたっては、山間地域や離島を抱え、国土を支えてきた町村の役割を十分考慮し、これらの施策に対する財政負担能力の強化を的確に図ること。

- 3 市町村の道路関係経費に占める道路特定財源の割合は極めて低く、地域社会において道路が果たしている役割や整備が遅れている市町村道の現状を認識して、その安定的確保を図ること。

以上、特別決議する。

平成19年11月30日

第51回町村議会議長全国大会

要

望

第1 地方分権改革の実現に関する要望

本年4月、地方分権改革推進法が施行され、第二期分権改革がスタートした。

未完の地方分権改革を実現するためには、国に集中する権限や財源を住民に最も身近な地方自治体に移し、住民のニーズに応じた多様で透明性の高いサービスを提供する地方行財政システムを確立することが不可欠である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。
- 2 国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小等による行政の簡素化を図ること。
- 3 政府と地方の代表者が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮称)地方行財政会議」を早急に設置すること。
- 4 市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。
- 5 合併をしないとの選択をした町村、合併できない町村に対しては、合併を強制しないことはもとより、合併をしないことを理由とする不利益な取り扱いは、絶対にしないこと。

第2 町村財政の確立強化に関する要望

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、厳しい財政難に直面しており、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は地方分権改革推進法の基本理念に沿って、地方分権改革を推進するとともに、町村財政基盤を強化するため、下記事項を実現するよう、強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を5：5とすること。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図るため、消費税と地方消費税の割合を4：1から1：1にすること。

また、所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乘せすること。

- (3) 地方税は地域偏在性が少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。
- (4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう配慮すること。
- 特に、償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を堅持すること。
- (5) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
- 特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。
- (6) 地方法人課税に関しては、町村にとって重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。
- また、分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。
- (7) 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金を充実確保すること。
- (8) 個人道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額を図ること。
- (9) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場

所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の 10 分の 7 が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (10) 環境税（温暖化対策税制）を導入する際には、環境対策に係る町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。

2 地方交付税制度の改革

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため名称を「地方共有税」に変更すること。

また、国の一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。

- (2) 現在の財源不足を解消するにあたっては、地方交付税（地方共有税）の法定率引き上げで対応することとし、特例加算や特別会計による借入は行わないこと。

また、国の政策減税の実施に伴って地方の財源不足が生じる場合には、地方交付税（地方共有税）の法定率を引き上げること。

- (3) 地方交付税制度（地方共有税制度）を検討する場合は、町村の意見を十分踏まえるとともに、町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

特に、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食糧生産、地球温暖化防止等に重要な役割

を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

(4) 基準財政需要額の算定方式の簡素化のため、人口と面積を基本とする簡素な基準が導入されたが、その人口・面積も千差万別である。このような町村の多様な財政需要を的確に反映するための工夫を重ね、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。

(5) 税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い町村に対しては、地方交付税（地方共有税）の財源保障機能及び財源調整機能を強化する必要があるので、個々の町村においても地方交付税（地方共有税）の所要額を必ず確保すること。

(6) 町村は、人口が少なく課税客体に乏しいので留保財源の見直しについては、町村の実態を十分考慮すること。

3 国庫補助負担金制度の廃止（一般財源化）

(1) 国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止（一般財

源化)することや事務事業を廃止するなどにより確実に措置すること。

- (2) 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)すること。
- (3) 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設しないこと。
- (4) 国庫補助負担金に係る地方超過負担については、完全解消を図ること。

4 地方債の改善充実

- (1) 立ち遅れている社会資本整備を促進するため、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、良質な公的資金を安定的に確保すること。
- (2) 高利の公的資金に係る地方債の繰り上げ償還及び金利の低減措置については、その条件を緩和するとともに、希望する全ての地方自治体が対象となるよう運用の改善を図ること。

第3 議会の活性化に関する要望

地方分権の推進に伴い、地方自治体が担う役割はますます増大し、住民の代表機関として自治体の最終意思決定にあずかる議会の役割と責任は格段に重くなることにかんがみ、町村議会の更なる活性化を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 議会の自主性強化

議員定数は、地域住民の意向を反映できるよう、「上限値」の撤廃も含め、地域の実情に応じて地方自治体が自主的に決定できるようにすること。

2 議会の議決権の強化

- (1) 町村の基本計画、長期計画や高齢者保健福祉計画、一般廃棄物処理計画等の個別施策のマスタープランは、住民生活に直結する重要なものが多いため、法定の議決事項に追加すること。
- (2) 地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定は、自治事務はもとより法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、これを削除すること。
- (3) 事務・事業の民間委託、企業と結ぶ公害防止協定等の私

法上の契約は、住民生活に密接な関係があり重要なものも多いので、法定の議決事項に追加すること。

- (4) 入札や契約に関して公正・透明性を確保し、予算執行の適正化を図るため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を緩和すること。
- (5) 地方自治体が設立した公社及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるよう、改めること。
- (6) 予算審議を徹底し、政策論議を活発にするため、「款・項」に加え、具体的な施策内容を明示した「目」を議決の対象とすること。

3 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を過半数若しくは3分の2以上まで引き下げること。

また、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。

- (3) 一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、

再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めること。

- (4) 専決処分は、議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が「不承認」とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務付けること。
- (5) 決算が「不認定」の場合、再発防止、政策の変更、責任の所在の明確化について、長から議会への説明を義務付けること。
- (6) 予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務付けること。

4 議会事務局体制の強化

- (1) 議会の政策立案やチェック機能を強化するため、町村議会事務局を必置制とし、事務局体制を強化すること。
- (2) 議会の調査・政策立案機能の強化に資するため、地方自治法第100条第15項に基づく、町村議会への官報及び政府刊行物の送付を徹底すること。

5 意見書の誠実処理

地方議会の意見書については、法令により誠実処理の義務

を明文化すること。

6 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 議員の選挙権と被選挙権の年齢格差をなくすとともに、年齢を引き下げること。
- (2) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
- (3) 公営選挙を拡大するため、町村においても選挙運動用の自動車及び個人演説会告知・選挙運動用のポスターについては、市と同様、条例で無料とすることができるよう、改めること。
- (4) 幅広い層からの人材確保を図るため、議員の兼職禁止を緩和すること。

7 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員を他の行政関係委員と法制上区別して位置付けること。

第4 監査委員制度の改善に関する要望

地方分権の推進に対応して、地方行政の公正と能率を確保するうえで、監査委員の果たすべき役割はますます増大していることに鑑み、監査機能をより強化するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 監査委員制度の公正確保

監査委員の独立性を確保するため、監査委員は議会において選任できるよう、改めること。

2 監査事務局体制の強化

監査体制を充実強化するため、町村においても監査事務局を必置制とし、財政措置を強化すること。

第5 農業・農村振興対策の強化に関する要望

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等の影響により、生産構造が脆弱化するなど深刻な状況にあり、このままでは、先進国中最下位にある食糧自給率のさらなる低下を招き、農業・農村の再生は緊急かつ重要課題である。

また、BSEや鳥インフルエンザに関する問題、食品の偽装表示、輸入食品の安全性など国民の「食」に対する信頼は大きく揺らいでいる。

このような現状を打開するには、「食料・農業・農村基本計画」を実効あるものとし、食の安全と安心を確保するとともに、食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村の振興など農業の体質強化に向けた総合的な施策を展開することはもとより、我が国農業・農村が果たしている多面的な機能が十分に果たせるよう、思い切った政策展開が極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 食料・農業・農村施策の推進

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」に示された基本方針に基

づき、農政全般にわたる改革を推進すること。

また、食料自給率の向上に向け、消費及び生産に関する施策を抜本的に見直すこと。

- (2) 健全な食生活の実現により、心身の健康と豊かな人間形成を図るため、「食育推進基本計画」に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消の取組みの推進や地域農業の活性化に結びつく対策を強化すること。

2 食の安全と安心の確保

- (1) 食の安全と安心を確保するため、食品安全行政を着実に推進すること。

特に、BSEや鳥インフルエンザ等の発生の予防及び蔓延防止を図るため、家畜防疫体制を強化すること。

- (2) 米国産牛肉の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期すとともに、消費者の信頼を得るための措置を講じること。

- (3) 輸入品を含めた多くの食品へのトレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）・システムの導入を推進すること。

また、食品表示の適正化を促進するとともに、不正を見逃さない監視体制の強化を図ること。

3 地域農業の体質強化

- (1) 地域農業の実情に応じた担い手を育成するため、中核的な担い手となる認定農業者等に対する支援を強化するとともに、高付加価値農業への取組みを支援するための経営構造対策を推進すること。
- (2) 新規就農を促進するため、情報提供、技術・経営研修、雇用就農、資金貸付等の各分野にわたる総合的な対策を推進すること。
- (3) 農地の有効利用を促進するため、担い手への農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた対策を強化すること。
- (4) 農産物を安定的に供給できる体制を確立するため、平成19年度から導入された「品目横断的経営安定対策」については、原則4ヘクタール（北海道は10ヘクタール）以上の認定農家及び20ヘクタール以上の集落営農組織しか加入できない等の加入要件を見直すとともに、過去の生産実績と毎年の生産量・品質に基づく支払交付金の水準が地域の実情に応じて設定されるよう、制度の見直しを図ること。

また、同対策の対象とならない野菜、果樹、畜産等の生産農家に対しても経営安定のための支援を強化すること。

- (5) 平成19年産からの米の需給調整システムを見直し、円

滑な生産調整が実施されるよう必要な対策を講じるとともに、米価の下落に歯止めをかけ、安定した生産を図ること。

4 農業基盤の整備促進と農村の振興

- (1) 平成19年度から導入された「農地・水・環境保全対策」については、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の保全が図られるよう、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
- (2) 農業生産基盤に係る災害を防止するための事業を推進すること。
- (3) 農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。
- (4) 農産物からエネルギーや素材の供給という新たな役割が期待されるバイオマスについて、研究開発や利活用のための対策を推進すること。
- (5) 農村を活性化するため、グリーンツーリズムをはじめとする農村と都市との共生・対流を図るための対策を積極的に推進すること。
- (6) 中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、自律的・継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組みを推進すること。

5 国際交渉への取組の強化

W T O 農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正などわが国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。

また、E P A（経済連携協定）、F T A（自由貿易協定）交渉においても、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと。

特に、オーストラリアとのE P A交渉にあたっては、農業・農村の公益的機能の発揮と国内自給による安全保障の確保を基本とし、米、小麦、牛肉、砂糖、乳製品などの重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

第6 森林・林業振興対策の強化に関する要望

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養、といった多面的機能を恒久的に発揮させることが強く求められており、特に京都議定書で公約した温室効果ガス削減目標の達成には、森林による二酸化炭素吸収量の確保が不可欠である。

そのためには、森林の適正な整備・保全、林業の持続的な発展など、100年先を見通した総合的な森林・林業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 森林・林業施策の推進

- (1) 「森林・林業基本計画」に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標の達成に向けて、森林・林業施策を総合的に推進すること。

- (2) 「京都議定書目標達成計画」に掲げられた森林による温室効果ガス吸収量を確保するため、「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年計画」等に基づく吸収源対策を推進すること。
- (3) 森林の公益的・多面的機能を持続的に発揮させ、森林・林業対策を強化するため、新たな税財源として、環境税(温暖化対策税)等を創設するなど国民的支援の仕組みを構築すること。

2 森林整備の促進及び森林保全の確保

- (1) 多様で健全な森林を整備・保全するため、「森林整備保全事業計画」に即した総合的な事業を展開すること。
また、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の森林整備を推進すること。
- (2) 官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開により、適切な森林整備・森林づくりなどの取組を総合的に推進すること。
- (3) 自然災害の防止、水源の涵養など国土保全の重要な役割を担う保安林の計画的な指定及び整備を推進するとともに、適切な管理を行うこと。

- (4) 森林病虫害、野生鳥獣等による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

3 地域林業の体質強化

- (1) 持続的で健全な林業経営体を育成するため、林業・木材産業構造改革を推進するとともに、金融・税制上の支援措置を拡充すること。
- (2) 緑の雇用担い手対策事業など林業就業者の育成・確保に関する対策を充実させること。
- (3) 地域林業の中核的役割を担う森林組合の健全な育成を図るため、組織体質及び経営基盤の強化を推進すること。

4 林産物の安定的供給

- (1) 木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。
- (2) 国産材の需要拡大及び価格の安定を図るため、国産材の利用促進や木質バイオマスの総合的利用等を推進するとともに、流通対策を強化すること。

5 国際交渉への取組の強化

WTO交渉やEPA、FTA交渉に当たっては、国内林業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第7 水産業振興対策の強化に関する要望

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の状況の悪化、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷、更には漁船用燃油の高騰など極めて厳しい状況にある。

これら厳しい状況に対処するには、新たな「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施し、水産物の安定供給確保、水産業の持続的発展、漁村の振興など総合的な水産業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 水産業・漁村施策の推進

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、新たな「水産基本計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

2 水産物の安全と安心の確保

- (1) 輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、生産段階から加工、流通段階に至る一貫した衛生管理体制を推進

すること。

- (2) 食品としての水産物及び水産加工品の安心を確保するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する施策を強化すること。

3 水産物の安定的供給の確保

- (1) 排他的経済水域内等の資源を回復させるため、TAC（漁獲可能量）制度等の適正な運営を図るとともに、資源回復計画の作成及び円滑な実施を推進すること。
- (2) 排他的経済水域内における外国漁船の操業秩序を確立し、水産資源を適切に保護・管理するため、監視・指導・取締体制を強化すること。
- (3) 栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進すること。
- (4) 養殖業者等の安定的な経営を図るため、コイヘルペス等魚類防疫対策を強化すること。

4 漁場環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境の保全を図るため、藻場・干潟の保全・造成を推進すること。
- (2) 有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐた

め、各種水質保全対策を強化すること。

- (3) 海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底すること。
- (4) 内水面の生態系保全のため、有害生物や外来魚等の対策を推進すること。

5 地域漁業の体質強化

- (1) 漁業経営の安定に資するため、経営改善のための融資制度を拡充するとともに、収入の変動による影響を緩和するための新たな経営安定対策の早期導入を図ること。
- (2) 燃油高騰による経営負担を軽減するため、省エネ型漁業を普及させるとともに、緊急支援対策を拡充すること。
- (3) 水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。
- (4) 漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援を推進すること。
- (5) 新たな「漁場漁港整備長期計画」に基づき、漁場・漁港の整備を一体的な整備を推進すること。
- (6) 漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うとともに、ブルーツーリズムを推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。

6 国際交渉への取組の強化

WTO交渉やEPA、FTA交渉に当たっては、国内漁業経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

第8 中小企業振興対策の強化に関する要望

我が国の経済動向は、長引く景気の停滞から脱却し、回復傾向にあるものの、我が国の企業の大多数を占める中小企業をめぐる経営環境は依然として厳しい状況にある。

経済活力の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など総合的な中小企業施策を展開することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地域産業の育成及び人材の確保

- (1) 中小企業を活性化し、地域経済の自立化を図るため、産業クラスター計画を推進し、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行うための環境を整備すること。
- (2) 「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新への取組みを支援するための施策を充実すること。
- (3) 伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対し

積極的な支援を行うこと。

- (4) 中小企業の健全な発展のため、中小企業の中核を担う人材を確保・育成する事業を拡充すること。

また、商工会等の中小企業を支援する人材の確保とその資質を向上させるための事業を充実すること。

2 町村の中心市街地の活性化

- (1) 地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。

併せて、商店街活性化のための総合的な支援を行うこと。

- (2) 大型商業施設の立地については、周辺市町村による広域調整による仕組みを導入するとともに、公共的見地に立った土地利用制度の確立を図ること。

3 中小企業金融・信用補完制度の充実強化

- (1) 中小企業の資金需要に対応できるよう、政府系中小企業金融機関の資金枠確保と貸付条件の改善を図ること。

また、中小企業を取り巻く厳しい経営環境を鑑み、セーフティネット保証・貸付等による信用補完制度を充実すること。

- (2) 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度の資金枠を確

保するなど小規模企業者への円滑な資金供給を図ること。

第9 環境保全対策の推進に関する要望

地球温暖化対策など環境問題が世界的な取組みとなる中で、社会経済活動に深く結びついた循環型社会のシステムを早期に確立させることは緊急の課題である。

これを実現させるため、3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕に重点を置いた施策を推進するとともに、町村が廃棄物処理や環境保全を総合的、計画的に展開できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 循環型社会システムの構築

- (1) 新たな「循環型社会形成推進基本計画」の策定にあたっては、排出者責任や拡大生産者責任に基づく適正な3R、処分等を強力に推進すること。
- (2) 容器包装リサイクル法に基づき、事業者が市町村に資金を拠出するにあたっては、町村と事業者の責任と役割を明確にし、適正な措置を講じること。
- (3) 家電リサイクル法の見直しにあたっては、引き取りやリサイクル等に係る費用を販売価格に含めるよう検討すること。

また、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

- (4) 自動車リサイクル法の運用にあたっては、不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

2 廃棄物処理対策の充実強化

- (1) 新たな「廃棄物処理施設整備計画」を策定するとともに、同計画を着実に推進すること。

また、ダイオキシン類等有害物質対策及びRDF（ごみ固形燃料化）施設の安全対策を推進すること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体に係る適切な措置を講じること。
- (3) 産業廃棄物処理については、最終処分場の確保及び周辺地域の環境保全に対し万全を期すること。
- (4) 産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するための対策を強化すること。
- (5) 処理困難な廃棄物については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の拡大と監視体制の確立を図ること。
- (6) 国内外からの海岸漂着物については、当該自治体と住民による収集処理が行われ、多大な財政負担が強いられていることから、その処理経費に対して十分な財源措置を講じること。

3 有害化学物質対策の強化

- (1) ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダイオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。
- (2) 生体に悪影響を及ぼすとされるいわゆる環境ホルモンについて、早急にその有害性及び環境リスクを解明し、法規制などの抜本的対策を講じること。

第10 ICTを活用した情報化施策の推進に関する要望

いつでも、どこでも、誰でも、ゆとりと豊かさを実感できるユビキタスネット社会の早期実現のためには、高度ネットワークインフラなどICT基盤整備を積極的に促進するとともに、デジタル・ディバイドの解消、電子自治体の推進、人材の育成など総合的な情報化施策の推進が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地域情報化施策の推進

- (1) 地域情報化のための地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、地理的条件不利地域におけるデジタル・ディバイドを解消するため、移動通信用鉄塔、民放テレビ放送難視聴解消施設、インターネット基盤、光ファイバ網、CATV施設等の整備を促進すること。
- (2) 障害者、高齢者等を含めた誰もがICTを活用できる情報バリアフリー環境を実現するための措置を講じること。

2 地上デジタルテレビ放送完全普及の推進

- (1) 平成23年の地上デジタルテレビ放送への移行や受信

機器・施設の改修・調整の必要性について、積極的に広報し、周知を図ること。

- (2) 地上デジタルテレビ放送完全移行時には、すべての地域で放送が視聴できるよう山間・離島等における共同受信施設やケーブルテレビに係る機器更新、伝送路の広帯域化など、デジタル化の推進に対する支援措置の拡充を図ること。
- (3) 地域情報の発信や交流に大きな役割を担う地域放送局の中継局のデジタル化に係る支援措置の拡充を図ること。

3 電子自治体の推進

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意すること。

また、市町村が行う個人情報保護及びセキュリティ対策に対する支援を充実すること。

- (2) 総合行政ネットワークや行政手続のオンライン化などに対する適切な措置を講じること。
- (3) 電子投票の普及のための支援措置を講じること。

4 人材の育成

I C T 社会に対応した人材を育成するため、学校教育の情

報化、情報リテラシーの向上、専門家の育成など総合的な施策を展開すること。

第 11 地域保健医療の向上に関する要望

地域住民の健康を保持し、福祉の増進を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地域保健の充実

- (1) 保健師、助産師、栄養士等の養成確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切な配置ができるよう配慮すること。
- (2) 地域住民の日常生活に密着した健康教育、健康相談、健康審査等の対人保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村保健センター等保健衛生施設の整備について適切な措置を講じること。
- (3) アスベストによる周辺住民等の健康被害について、引き続き実態調査を行い、健康被害を受けた周辺住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。
- (4) 健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、「アスベスト問題に係る総合対策」を強化し、万全の措置を講じること。

2 地域医療体制の整備

- (1) 地域医療を担う医師不足を解消するため、過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。
- (2) 看護師等の養成を図るとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じること。
- (3) 地域医療の中核として大きな役割を果たしている自治体病院の産婦人科医及び小児科医等の医師確保対策を積極的に推進するとともに、経営健全化対策を講じること。
- (4) 救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターの整備促進を図ること。

特に、小児救急医療体制の充実強化を図るとともに、小児科に対する診療報酬の改善を図ること。

3 へき地保健医療の確保

- (1) 「第10次へき地保健医療計画」に基づき、へき地における医療施設の整備、医療従業者の確保、情報通信技術の活用等、総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。
- (2) ドクターヘリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車(船)等の一層の整備充実を図ること。

第12 医療保険制度の改善に関する要望

厳しい経済情勢や就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加等により、国民健康保険財政は極めて厳しい状況にある。

国民皆保険制度を堅持し、我が国社会の安定を確保するためには医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

また、新たな後期高齢者医療制度の実施にあたっては、国の責任による十分な広報及び制度運営に必要な財政支援が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

2 後期高齢者医療制度等の円滑な実施

- (1) 後期高齢者医療制度は、新たな医療制度であることから、国民、特に、高齢者である被保険者を対象とした、きめの

細かい周知活動を全国規模で早急に展開すること。また、広域連合及び町村が行う周知活動等への支援策を講じること。

- (2) 後期高齢者医療制度の実施にあたっては、広域連合を構成する町村の医療実態や財政状況を踏まえ、広域連合の安定的かつ健全な財政運営と円滑な事務処理を実現するため、適切な支援策を講じること。

なお、現在検討が進められている高齢者医療費の窓口負担引き上げの凍結については、それに伴い必要となる保険者の保険給付の増加分及び保険料徴収の凍結に伴う財源の減少分を全額国において確実に措置すること。

3 国民健康保険財政の安定化等

- (1) 国民健康保険財政安定化のため、財政調整交付金制度の充実を図ること。
- (2) 診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を図ること。
- (3) 保険料(税)負担の平準化のための適切な措置を講ずること。
- (4) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。
- (5) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う国民健康保険料(税)の収納率の低下等により生じる歳入欠陥については、適切な

措置を講じること。

第13 老人保健福祉対策の充実強化に関する要望

高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会づくりを推進し、老人保健福祉対策のさらなる充実を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営
 - (1) 将来にわたり安定的で持続可能な介護保険制度を維持するため、保険者たる町村の意見を十分に尊重し、負担と給付の関係の適正化を図ること。
 - (2) 「自立支援」と「在宅重視」の基本理念に則り、被保険者が重度の要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅生活が継続できるよう在宅支援体制の整備を図ること。
 - (3) 国及び都道府県による財政補てん制度を創設した上で、低所得者に対する利用料及び保険料について軽減措置を講じること。
 - (4) 調整交付金については、国庫負担の外枠として措置するとともに、財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。

(5) 介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。

また、地域性にも十分配慮したものとすること。

(6) 介護保険制度の居住費・食費の徴収については低所得者に十分配慮すること。

(7) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の研修を充実すること。

2 老人保健福祉対策の強化

(1) 健康づくりの拠点としての老人福祉施設、老人保健施設、医療施設等の機能の複合化が図られるよう制度を明確化し、適切な措置を講じること。

(2) 寝たきり予防対策や生きがい対策など介護予防・生活支援合い事業が積極的に実施できるよう適切な措置を講じること。

(3) 認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。

(4) 高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。

第14 少子化・社会福祉対策の拡充強化に関する要望

少子・高齢化の急速な進展等に伴い、今後ますます増大・多様化が見込まれる社会福祉対策の充実強化を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 少子化対策の推進

- (1) 「子ども・子育て応援プラン」を着実に推進するとともに、「少子化社会対策会議」が決定した「新しい少子化対策」を実効あるものとする事。
- (2) 保育所と幼稚園の一元化に向け、認定子ども園の設置促進を図ること。
- (3) 男性の子育て参加促進・子育てと仕事の両立支援の観点から放課後児童健全育成事業の改善・拡充を図ること。
- (4) 乳幼児に対する医療費無料化を全国一律の制度として創設すること。
- (5) 公立保育所の運営については、保育所運営に支障をきたさないよう適切な措置を講じること。
- (6) 男女共同参画社会づくりに向け、第2次基本計画を着実に推進すること。

(7) 若者の就労支援等の自立促進を図ること。

2 障害者福祉対策の強化

(1) 新たな「重点施策実施5ヵ年計画」の策定については、総合的施策を着実に推進すること。

(2) 心身障害者（児）福祉施設の整備促進を図るとともに、在宅心身障害者（児）対策の充実を図るため、家庭奉仕員に対する適切な措置を講じること。

(3) 各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る適切な措置を講じること。

(4) 身体・知的障害者（児）の支援費制度については、サービスの質を担保しつつ、必要なサービス量を確保し、より安定的かつ効率的な制度となるよう改善を図ること。

(5) 障害者施策と介護保険制度との統合については、慎重を期すること。

第15 教育・文化の振興に関する要望

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図るため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 義務教育の充実改善

教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

2 教育委員会の必置規制の緩和

教育委員会は、地域住民の意向を反映できるよう、「必置規制」の撤廃も含め、地域の実情に応じて地方自治体が自主的に決定できるようにすること。

3 特色ある教育の推進

総合的な学習の時間の実施に当たり、地域や学校が創意工夫を生かした特色ある教育を展開出来るよう十分な措置を

講じること。

4 児童生徒の安全対策等の強化

- (1) 児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、通学路や小中学校内の警備・警戒体制を強化すること。
- (2) 児童生徒の学習・生活の場であると同時に、災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、他の公共施設と比べて耐震診断や耐震補強工事などの取組みが遅れている学校施設の耐震化を積極的に推進すること。
- (3) いじめ、暴力行為や不登校など児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあり、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用するなど学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」の充実強化を図ること。

5 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食を推進するとともに、学校における食育の充実を図ること。

6 へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対する適切な措置を講じること。

7 小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小学校、中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後とも継続すること。

8 青少年健全育成対策の充実

最近の青少年の凶悪事件の頻発に鑑み、健全な育成を図るため、家庭、学校並びに地域社会が一体となって健全育成機能の強化と青少年を取り巻く社会環境の整備等、基本的かつ総合的な対策の充実強化を図ること。

9 生涯学習等の振興

生涯学習振興及び生涯スポーツの普及促進事業については、町村が必要とする事業量を確保すること。

10 文化財保護の充実

文化財の保存対策の万全を期するため、国・都道府県・市町村の責任範囲を明確化するとともに、史跡等文化財保護に対して適切な措置を講じること。

第16 生活環境施設の整備促進に関する要望

住み良い生活環境を確保し、豊かさを実感できる地域社会を構築するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水道の整備促進

安全で良質な水道水の安定的な供給の確保を図るため、上水道、簡易水道施設の整備に係る適切な措置を行うとともに、水道事業に対する地方債資金の安定的確保と貸付条件の設定にあたっては十分配慮すること。

2 排水処理施設の整備促進

- (1) 新たな社会資本整備重点計画を策定するにあたっては、所要の事業量を確保するとともに、著しく立ち遅れている町村下水道施設の整備を重点的に推進すること。
- (2) 各種汚水処理事業において、処理施設の相互接続の弾力化等により排水処理事業の効率的・一体的な整備を実施できるよう措置すること。
- (3) 生活排水等による公共用水域の汚濁防止等を推進するため、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業

の推進を図ること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備を図ること。

3 公園等の整備促進

- (1) 新たな社会資本整備重点計画の策定にあたっては、所要の事業量を確保すること。

特に、著しく立ち遅れている町村における公園整備については重点的に推進すること。

- (2) 良好な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。

第17 国土保全・地震・災害復旧対策の強化に関する要望

国土を保全し、各種災害から住民の生命・身体及び財産を守り、社会生活の安定を確保するため、阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震及び能登半島地震の経験を踏まえ、東海地震、東南海地震・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震並びに台風、集中豪雨に備えるための災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等関連諸施策等の総合的な推進を図るよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土保全対策の強化

新たな社会資本整備重点計画に策定される重点目標を達成するため、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業を積極的に推進すること。

2 地震・津波・火山噴火対策の強化

- (1) 阪神・淡路大震災等の教訓をもとに、実効性ある総合的な地震対策の確立を図るため、必要に応じて防災基本計画等の見直しを行うこと。
- (2) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹とな

る交通・通信施設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。

(3) 避難住民の安全性を確保し、避難活動を迅速かつ的確に行うため、防災公園、緑地、学校等避難地の整備と避難路の確保を図ること。

(4) 地震・津波・火山噴火予知観測網の整備を促進するとともに、予知観測施設の強化及び災害予報体制を確立すること。

3 災害救助・災害復旧対策の強化

(1) 災害救助法の救助基準の改善を図ること。

(2) 激甚災害、天災融資法の適用基準を緩和するとともに、適用の迅速化を図ること。

(3) 災害弔慰金・災害援護資金の適用範囲を拡大するとともに、貸付限度額の引き上げを図ること。

第 18 町村消防の充実強化に関する要望

町村の消防力を充実し、消火・救急・救助体制を整備するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 消防体制の充実強化

- (1) 消防の広域化にあたっては、町村の実情を十分考慮し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 多様化する災害に対応するため、消防の科学化を促進するなど消防防災施設整備について、適切な措置を講じること。
- (3) 災害時における的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備をはじめ高度防災情報通信体制の整備促進を講じること。
- (4) 救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と能力拡大を図ること。
- (5) 山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整

備について、適切な措置を講じること。

2 消防団の活性化

- (1) 消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、多くの住民が参加しやすい環境を作るとともに施設装備及び教育訓練等の充実を図ること。
- (2) 消防団員に対する報酬・出動手当の引上げ、公務災害補償の充実及び退職報償金の改善措置等の処遇の改善を行うことにより、消防団の活性化を図ること。

3 国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、有事における国民保護に関する措置を充実すること。

第 19 地域改善対策の推進に関する要望

同和問題は、日本国憲法で保障された国民の基本的人権にかかわる重要な問題であり、これまで国及び地方公共団体は地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境整備等の諸対策を実施し、一定の成果をあげてきた。

しかしながら、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」とする)が失効した現在も、未だ多くの課題が残されており、引き続き課題の解決に向けた積極的な取り組みが必要であり、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 一般対策事業の円滑な実施等

- (1) 「地対財特法」失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

2 実効性のある人権救済制度の確立

独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

第20 道路網・交通体系の整備促進等に関する要望

日常生活の基盤としての町村道、並びに高速自動車国道等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を整備促進するため、社会資本整備事業計画に則り、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 道路網の整備促進

- (1) 新たな社会資本整備事業計画の策定にあたっては、著しく立ち遅れている町村道を重点的に整備するよう特段の配慮をすること。
- (2) 道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく道路整備のための財源として確保するとともに、地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の更なる拡大を図ること。
- (3) 高規格幹線道路、地域高規格道路、地方特定道路の整備を推進すること。

2 道路災害防除対策の推進

町村道における落石、崩土事故等の災害防除事業を積極的

に推進すること。

3 交通安全施設整備事業の推進

交通安全施設の整備事業について、効果的に生活道路等の整備が図れるよう十分配慮すること。

4 地方バス路線維持対策の推進

地域住民生活に不可欠な地方バスを維持・存続するため、路線維持対策に必要な安定的な財政措置を講じるとともに、市町村が実施する自主運行路線等に対し、適切な財政措置を講じること。

5 地域公共交通の活性化及び再生の推進

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通の活性化・再生の取り組みについて、適切な措置を講じること。

6 鉄道、空港、港湾の整備促進

- (1) 整備新幹線の既着工区間及び新規着工区間の建設を促進するとともに、未着工区間についても整備スケジュールを明確化するなど、新幹線鉄道網の整備を推進すること。
- (2) 地域経済の発展と増大する航空需要に対応するため、空

港施設の整備を推進すること。

- (3) 国内及び国際物流と交流の拠点として、港湾施設の整備を推進すること。

第21 北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等 に関する要望

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる「北方四島」及び島根県隠岐島北西85海里に位置する「竹島」は我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

国においては、これらの問題の解決のため、下記事項につき精力的に外交交渉を行うよう強く要望する。

記

1 北方領土の早期復帰の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日口両国首脳の合意である「日口関係に関する東京宣言（平成5年10月）」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期復帰実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

2 竹島の領土権保全等

- (1) わが国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動きに対しては、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。
- (2) 竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。
- (3) 北方領土と同様、竹島問題に対する取り組みを強化し、国民への啓発活動を展開すること。

第22 地方振興対策の推進に関する要望

少子・高齢社会の進行、国際化、情報化の進展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展と地方分権を推進し、それぞれの地域が特性に応じた役割を担いつつ、個性と活力のある地域づくりを推進できるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土形成計画法に基づく「国土形成計画」の策定

「国土形成計画」を策定するにあたっては、地方の意見を十分踏まえ、農山漁村地域の振興対策を推進するとともに、国土の利用と保全について大きな役割を担う町村の意向に十分配慮すること。

2 国土調査事業の推進

第5次国土調査事業10ヵ年計画を計画的かつ着実に推進すること。

3 資源エネルギー施設立地地域対策の推進

- (1) 水力・火力・原子力発電等エネルギー施設の立地地域にして、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置の

充実強化を図ること。

- (2) 原子力発電所については、国が責任を持って総合的なチェック体制を確立し、安全対策及び防災対策に万全を期すること。

4 水資源対策の推進

- (1) 水源地域における生活環境、産業基盤を整備し、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダムを含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。

また、水源地域における廃棄物の不法投棄防止のため、監視体制の強化等、水道の安全性の確保を図ること。

- (2) ウォータープラン21に基づき、異常湧水等に対応した安定的な水資源を確保するため、総合的な水資源開発にかかる施策を推進すること。
- (3) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。

第23 特定地域の振興に関する要望

過疎、山村、半島、旧産炭、豪雪、鉱山所在、離島、沖縄・奄美・小笠原など特定地域の振興を図るため下記事項の実現を強く要望する。

記

1 過疎地域の振興

- (1) 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することになるが、総合的かつ抜本的な過疎対策を講じ、過疎地域の振興が図られるよう、新たな制度の創設を図ること。
- (2) 過疎地域町村に必要な財源が確保されるよう、地方交付税制度を堅持すること。
また、過疎地域の自立促進を図るため、過疎対策事業債、辺地対策事業債の所要額を確保すること。
- (3) 過疎地域の活性化を図るため、森林や農地等の整備を積極的に展開し、雇用拡大、地域産業の育成、定住の促進に繋がる施策を支援すること。
- (4) 過疎地域の医療問題を改善するため、医療施設等の整備、医師・看護師等の確保、救急医療対策に係る財政支援を拡

充すること。

- (5) 自然環境の保全や景観の維持に必要な施策を推進するとともに、観光資源を活用した観光産業を育成し、都市と農山村との共生・対流を推進すること。
- (6) 郵政民営化後も利便性を維持し、過疎地域の郵政サービスの低下をきたすことのないよう必要な措置を講じること。

2 山村の振興

- (1) 山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整備を促進すること。
- (2) 都市と山村の共生・対流を促進し、山村の活性化に寄与するため、里山の再生・整備・利用を推進すること。
- (3) 山村における就業の場を確保するとともに、後継者対策を強力に推進すること。

3 半島地域の振興

- (1) 半島地域の振興に資するため、関係道府県が策定する「半島振興計画」に基づく施策が着実に実現できるよう金融・税制・財政上の支援措置を充実させること。
- (2) 国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。

- (3) 観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。
- (4) 地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。
- (5) 遅れが著しい下水道処理施設等の整備を促進すること。

4 旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成13年度をもって終了し、法失効後の施策として、5年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成18年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の流出、財政の悪化、ぼた山・鉱害の残存等多くの課題を抱えている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、今後とも地域の実情に即した振興対策を講じること。

5 豪雪地帯の振興

- (1) 雪国の特性に応じた豊かな地域づくりを進めるため、「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、総合的な豪雪地帯対策を推進すること。
- (2) 冬期交通を確保するため、道路、歩道、鉄道及びバス路

線等の除雪・防雪・凍雪害防止対策の充実を図ること。

また、除雪機械に係る燃油高騰に対処するため、ガソリン税及び軽油引取税の減免措置を講じること。

- (3) 積雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信用施設の整備促進と雪害防除策の強化を図ること。
- (4) 厳しい自然環境に対応できる文教施設、生活環境施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備を促進すること。
- (5) 冬期無医地区等に対する医療体制を強化すること。
- (6) 豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。
- (7) 豪雪地帯の個性ある活性化を推進するための事業を拡充すること。
- (8) 雪下ろしが不要となる克雪住宅の普及に係る支援を促進すること。
- (9) 雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。
- (10) 雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害対策を強化すること。
- (11) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設備の整備に係る財政措置を拡充すること。

6 鉱山所在地域の振興

- (1) 鉱山所在地域の振興対策を推進するとともに、税財政対策の強化を図ること。
- (2) 国内鉱山の探鉱開発の推進及び金属鉱産物備蓄制度の充実を図ること。
- (3) 金属鉱業研修技術センター支援措置の強化を図ること。
- (4) 鉱害防止対策の充実強化を図ること。
- (5) リサイクル事業支援の拡充等環境対策の推進を図ること。
- (6) 鉱山跡地の利用等、鉱山資源の活用に対する財政措置の拡充強化を図ること。

7 離島地域の振興

- (1) 「離島振興計画」及び「海洋基本法」により新たに策定される「海洋基本計画」に基づき、総合的な離島振興対策を推進すること。
- (2) 港湾、漁港、道路等の離島振興関係事業を促進するため財政措置の充実を図ること。
- (3) 地方交付税の傾斜配分を強化し、過疎対策事業債、辺地対策事業債の確保等により、離島市町村財政の充実強化を図ること。
- (4) 離島医療の深刻な事情に鑑み、医師・医療従事者の確保、

救急医療対策の強化並びに病院・診療所の施設整備等の離島医療対策の充実強化を図ること。

- (5) 離島地域の介護保険制度を円滑かつ安定的に実施するため、介護サービス基盤整備等の財政措置を充実すること。
- (6) 離島における航路、航空路を維持するため、新たに道路特定財源を確保する等、財政措置の拡充強化を図るとともに、情報通信体系を整備強化すること。
- (7) 離島における公立文教施設の整備並びに伝統的文化の保存・振興を図ること。
- (8) 離島の生活環境等を改善するため、必要な水資源の確保を図るとともに、環境衛生施設等の整備やエネルギー対策の強化を図ること。
- (9) 家電リサイクル法等による「指定引取場所」を離島に設置するとともに、本土に比べ大幅に高額となる収集運搬費用等に対する支援措置を拡充すること。
- (10) 離島における地震・津波・火山噴火等に対応するため、観測体制を強化するなど総合防災対策の充実を図ること。
- (11) 離島における経済活性化と定住化を図るため、農業・漁業の振興発展を図るとともに、都市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。

8 沖縄・奄美・小笠原地域の振興

- (1) 沖縄の振興を図るため、港湾、漁港、道路及び空港等産業基盤の整備を促進するとともに、医療体制、生活環境施設等住民福祉向上のための財政措置を充実強化すること。
- (2) 奄美群島・小笠原諸島の振興を図るため、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、自立的発展に向けた島づくりを進めていくための財政措置の充実強化を図ること。

	各 地 区 要 望	
--	-----------	--

第1 北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望 (北海道地区)

北海道は国土の22%にも及ぶ広大な面積を擁し、わが国における開発可能性を有する唯一の地域であるが、開発の基礎的条件である交通体系は著しく立ち遅れている。

北の大地・北海道が、21世紀のわが国に大きく貢献していくため、基幹交通体系の整備は緊急課題であるので、次の事項が早急に実現されるよう強く要望する。

記

1 北海道新幹線の建設促進

- (1) 新函館・札幌間の全線フル規格での1日も早い認可・着工と早期完成
- (2) 新青森・新函館間の早期開業
- (3) 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化

2 高規格幹線道路等の整備促進

- (1) 高速自動車道国道の整備促進
- (2) 一般国道の自動車専用道路の整備促進
- (3) 高速自動車国道に平行する一般国道自動車専用道路の建設促進
- (4) 地域高規格道路の建設促進

第2 東北地方における高速交通体系の整備促進に関する 要望 (東北地区)

国土の均衡ある発展を図るためには、高速交通網の整備が不可欠である。

特に、東北地方において、産業、経済、文化などの振興を図るうえで当地方の新幹線並びに幹線道路網等の整備が最も重要な課題である。

よって、政府並びに関係機関においては、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 東北新幹線「八戸・新青森間」の早期開業
- 2 高規格幹線道路の整備促進
 - (1) 東北横断自動車道釜石秋田線の建設促進
 - (2) 三陸縦貫自動車道の整備促進
 - (3) 八戸・久慈自動車道の整備促進
 - (4) 日本海沿岸自動車道の整備促進
 - (5) 東北中央自動車道の整備促進
 - (6) 常磐自動車道の整備促進
- 3 地域高規格道路の整備促進
 - (1) 西津軽能代沿岸道路、大曲鷹巣道路の整備促進

(2) 盛岡秋田道路の整備促進

第3 関東地方における高速交通体系の建設促進に関する 要望 (関東地区)

首都圏に位置する関東各都県の一体的かつ均衡ある発展を図るためには、高速交通網の整備が極めて重要である。

特に、首都圏周辺の道路整備は、順次整備されつつあるが、増大する自動車交通需要の対応が遅れている現状から、引き続き必要な道路財源を確保するとともに地方の意見を十分に反映し、広域的な幹線道路網及び鉄道の整備促進を図ることが必要である。

よって、下記事項の早期実現化を図られるよう強く要望する。

記

- 1 高規格幹線道路等幹線道路網の整備促進
 - (1) 北関東自動車道の建設促進
 - (2) 東関東自動車道水戸線の建設促進
 - (3) 首都圏中央連絡自動車道の建設促進
 - (4) 関越自動車道に接続する高速道路の早期事業化
 - (5) 北千葉道路の建設促進
 - (6) 東京港口道路・第二東京湾岸道路の早期実現
 - (7) 東京外かく環状道路の建設促進
 - (8) 第二東名高速道路の事業促進及びインターチェンジの設置
 - (9) 中部横断自動車道の早期実現

2 高速鉄道等の建設促進

- (1) 成田新高速鉄道の建設促進
- (2) リニア中央エクスプレスの早期実現

第4 北信越地方における高速交通体系の整備促進に関する 要望 (北信越地区)

日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展と地域の振興を図るためには、新幹線ならびに高規格幹線道路網の早期整備が不可欠である。

特に北陸新幹線は東京・大阪を結び、我が国社会経済の大動脈である東海道新幹線の代替補完機能が確保できる路線である。

また、北信越地方は、豊かな自然と資源に恵まれ今後大きな開発可能性を有しており、近い将来我が国の中枢となる地域である。

よって、政府ならびに関係機関におかれては、これらの諸事情にかんがみ下記事項の早期実現を図られるよう強く要望する。

記

1 北陸新幹線の建設促進

- (1) 長野から白山総合車両基地までと福井駅部の完成を図るとともに、敦賀までの工事実施計画の一括認可及び早期整備を図ること。
- (2) 大阪までの整備方針の明確化を図ること。
- (3) 都市計画事業との整合性を図るため、早期に駅整備事業などを推進すること。

- (4) 事業を積極的に推進するため、公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する適切な財源措置を講じること。
- (5) JRから経営分離される平行在来線の経営が成り立つよう、初期投資に対する支援制度の創設、JRからの資産譲渡に対する格別の配慮及び既存補助制度の拡充強化、事業用資産の取得に対する税制上の優遇措置、地方財政措置の充実等の措置を講じること。

2 高規格幹線道路の整備促進

〔国土開発幹線自動車道〕

- (1) 日本海沿岸東北自動車道（中条～温海）
- (2) 上信越自動車道（全線4車線化）
- (3) 東海北陸自動車道（飛騨清見～白川郷）
- (4) 中部横断自動車道（清水～佐久）
- (5) 東北横断自動車道いわき新潟線（全線4車線化）
- (6) 舞鶴若狭自動車道（小浜西～敦賀）（近畿自動車道敦賀線）

〔一般国道の自動車専用道路〕

- (1) 中部縦貫自動車道（松本～福井）
- (2) 能越自動車道（田鶴浜～高岡北）
- (3) 三遠南信自動車道（飯田～三ヶ日）

3 地域高規格道路の整備促進

広域的な地域の連携強化のため、全国レベルの高規格幹線

道路とともにこれと連携する幹線道路ネットワークの軸となる地域高規格道路の整備を促進すること。

第5 第二東名・新名神高速道路の整備促進に関する要望 (東海地区)

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網は、国民生活の向上や活力ある国土形成にとって欠くことのできない極めて重要な社会基盤である。

東名・名神高速道路は、わが国の自動車交通の大動脈として、産業経済の発展や国民生活の向上に大きく寄与してきたところであるが、交通量の増大に伴い慢性的な渋滞により、その機能が著しく低下している。

第二東名・新名神高速道路は、こうした渋滞を緩和するとともに、東西交通を支える新たな大動脈としてのみならず、地震や台風などの災害時の代替路としても極めて重要な役割を果たすものである。

よって、国においては、下記事項の実現に向け積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 第二東名・新名神高速道路は、国の根幹的な施設であり、整備中区间については、早期完成に向け着実に事業を進捗すること。
- 2 抜本的見直し区間については、早期に事業化を行い、全線の早期整備を図ること。

第6 近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進に 関する要望 (近畿地区)

「全国総合開発計画21世紀の国土のグランドデザイン」に位置づけられた近畿圏における下記の高規格幹線道路の早期着工と既着工路線についての早期完成を図られるとともに、山陰自動車道「延伸」(鳥取市～豊岡市～舞鶴市)及び紀伊半島縦貫自動車道(新宮市～五條市)、紀淡連絡道路(和歌山市～洲本市)、東海南海連絡道(伊勢市～五條市)構想の具体化に向けて、建設計画を早期に策定されたい。

記

1 国土開発幹線自動車道

- (1) 近畿自動車道名古屋大阪線
- (2) 近畿自動車道名古屋神戸線
- (3) 近畿自動車道紀勢線
- (4) 近畿自動車道敦賀線
- (5) 中国横断自動車道姫路鳥取線

2 一般国道の自動車専用道路

- (1) 京奈和自動車道
- (2) 京都縦貫自動車道
- (3) 北近畿豊岡自動車道

第7 中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する 要望 (中国地区)

国土の骨格を形成する高速交通網の整備は、地方の自立ある発展はもとより、地域産業の育成や、都市と農山漁村との広域にわたる交流を図るため、地方にとっては極めて重要な課題となっている。

中国地方においても、その一体的な発展を図るうえで、高速交通網の整備を促進し、地域間の移動時間の短縮を図ることが特に重要である。

よって、今後とも受益者負担の原則に適った道路特定財源の制度を堅持しつつ、政府並びに西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社等においては、下記事項の早期実現を図られるよう、強く要望する。

記

- 1 中国横断自動車道の早期建設及び実現（姫路鳥取線・尾道松江線）
- 2 山陰自動車道の早期建設（鳥取市～美祢市）
- 3 関門海峡道路（第二関門橋）の早期着手
- 4 地域高規格道路の整備促進
- 5 国道2号及び9号の整備並びに山陰山陽連絡道路の整備促進
- 6 山陰・山陽・四国を結ぶ中四国横断新幹線の早期実現
- 7 広島都市圏交通網の整備促進

第8 四国地方における基幹交通体系の整備促進に関する要望 (四国地区)

四国地方は、四国の4県都が高速道路で結ばれ、本四3橋と一体となり、広域交流時代を迎えている。

しかしながら、四国横断、縦貫自動車道については、事業化や工事着工の目途が立っていない箇所が今なお相当区間残されており、都市部から時間的遠隔性から、豊かな自然、多様な地域資源が生かされず、産業の不振、過疎化の進行など、他地域との格差が拡大している。

今後、自立する四国を目指し、我々四国地方の個性を活かした魅力ある発展のためには、四国地方の高速道路、高規格道路や道路網の整備など基幹的交通ネットワークの早期整備が求められている。

また、昨年末には国において「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、真に必要な道路整備を計画的に進めることとし、平成19年度中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中長期的な計画を作成することとなっており、その中でも特に地域間格差への対応や生活者重視の視点から、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備、高速道路などへの広域的アクセスの強化など、地域の自立性にも配慮しながら適切に措置することとされている。

については、下記事項の早期実現について特段の配慮を要望する。

記

1 本州四国連絡道路の通行料金等について

四国の自立した広域圏としての発展に資するよう、本州四国連絡道路の通行料金の大幅な引下げを行なうこと。

2 四国地方の高速交通ネットワークの整備促進について

高速道路、空港など高速交通ネットワークの整備は、地域の活性化や生活利便性の向上、都市と地域の連携強化、さらには、南海地震等の災害時の緊急輸送道路の確保や緊急輸送時間の短縮などに大きく寄与する重要な事業であるため、経済性や効率性だけを優先することなく、四国地方の実情を踏まえて行なうこと。

そして、中長期的な計画の策定にあたっては、四国地方が真に必要としている基幹道路、とりわけ、緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークを明確に位置づけ、早期整備を図ること。

3 遅れている地方の道路整備、特に町村道はじめ地方道の整備促進を図るため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨を十分に踏まえ、道路特定財源を一般財源化することなく、道路整備の財源として全額を確保し、地方へ重点配分すること。

4 四国へのフリーゲージトレインの導入等について

フリーゲージトレインの四国への早期導入など、四国地方の鉄道輸送システムの高速化・高度化等を図るとともに、四国旅客鉄道株式会社や第三セクター鉄道等の経営安定化のための支援策を講じること。

第9 九州地方における交通網の整備促進に関する要望 (九州地区)

「国土の均衡ある発展」「豊さの実感できる社会」は、21世紀の長期的な課題であり、この実現を図るためには、定住と地域振興の基本条件となる基幹交通網、生活・産業基盤等社会資本の整備を着実に推進することが肝要である。

しかしながら、九州域内を循環する高速道路、新幹線、港湾などの広域ネットワークの整備をはじめ、各種社会資本の整備は全国水準に達しておらず、その整備が喫緊の課題である。

また、真に必要な道路網を計画的に整備するためには、地方の声や実情に十分配慮した道路整備のための安定的な財源を確保する必要がある。

については、道路特定財源を最大限確保して下記事項の整備を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

1 新幹線鉄道の建設促進

- (1) 九州新幹線鹿児島ルート¹の建設促進
- (2) 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の建設促進
- (3) 東九州新幹線の整備計画線への早期格上げ
- (4) 九州横断新幹線(大分～熊本間)の整備計画線への早期格上げ

2 在来鉄道線の整備

- (1) 日豊本線の高速化、複線化の促進
- (2) 篠栗線・筑豊本線の複線化の促進
- (3) 主要幹線鉄道の電化、複線化の促進
- (4) 地方鉄道対策の推進

3 高規格幹線道路等の整備

- (1) 九州横断自動車道長崎線全線4車線化(長崎多良見～長崎間)の早期実現
- (2) 東九州自動車道の早期実現
- (3) 九州横断自動車道延岡線の早期実現
- (4) 西九州自動車道の建設促進
- (5) 南九州西回り自動車道の建設促進
- (6) 島原・天草・長島架橋構想の推進
- (7) 有明海沿岸道路の整備促進
- (8) 中九州を横断する幹線道路(大分～熊本間)の早期整備
- (9) 関門海峡道路の早期整備
- (10) 那覇空港自動車道の整備促進
- (11) 地域高規格道路の早期整備
- (12) 新道路整備五箇年計画の確実な推進
- (13) 主要国道バイパス等の建設促進

4 空港の建設・整備促進

- (1) 福岡空港、新北九州空港、有明佐賀空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、対

馬空港、福江空港、壱岐空港、天草空港、種子島空港、屋久島空港、奄美空港、徳之島空港、沖永良部空港の整備促進

- (2) 新石垣空港の建設促進
- (3) 福岡空港の総合的調査の推進
- (4) 地域航空システム（コムーター航空）の推進
 - コムーター空港（地域航空用空港）の空港整備法への位置付け
 - コムーター航空の充実強化
 - 離島航空路線の維持充実

5 港湾の整備促進

- (1) 国際海運ネットワークにおける拠点形成を目指した国際海上コンテナターミナル、外貿ターミナル及び複合一貫輸送ターミナル等の整備
- (2) 災害に強く、海上交通の安全性を向上するための耐震強化岸壁、臨海部防災拠点及び防波堤、航路、泊地等整備
- (3) 豊かな港湾空間の創出と良好な港湾環境の形成を目指した緑地、廃棄物海面処分場及び人工島等の整備、並びに小型船舶対策、港湾再開発の促進
- (4) 海岸・防災事業の促進